

太良町ふるさと応援寄附金事業支援業務委託  
評価基準書

令和 7 年 7 月

佐賀県藤津郡太良町

## 1. 基本方針

太良町ふるさと応援寄附金事業支援業務委託の受託事業者の選考方式は、企画提案及び見積価格などの総合的な評価によって落札者を決定するプロポーザル方式を採用する。

本評価基準書は、実施要項等に基づき提出された提案書類について公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を選定するための基準を示すものである。

## 2. 審査方法

### (1) 審査について

参加資格要件を満たし、提案書を提出した事業者に対してヒアリングを行い、提案内容に関する細部の確認や具体性・現実性や信頼性などを確認し、最終的な採点を実施する。

### (2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

審査の結果、最も評価点の高い者を優先交渉権者とする。同点の場合は、企画提案書評価点が高い者を優先とする。

### (3) その他

評価点については、全審査者の総得点の平均点を求め集計する。この評価点の計算過程において、小数点がある場合は小数点以下第1位を四捨五入する。

## 審查基準表

|     |      |
|-----|------|
| 合 計 | /300 |
|-----|------|